

別表第12 (第34条第1項及び第37条第2項)

公共用水域に排出される排水の規制基準(2)

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

(1) 事業所 ((2)から(4)までに掲げるものを除く。) に係る排水についての基準 (単位 mg/L)

| 項目 | 区分 | |
|------------|-------|---------|
| | 新設の場合 | 新設以外の場合 |
| 生物化学的酸素要求量 | 25 | 60 |
| 化学的酸素要求量 | 25 | 60 |
| 浮遊物質量 | 70 | 90 |

備考 1 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所については、それぞれ次に掲げる日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を「新設」という。

(1) 廃棄物の最終処分場 昭和62年9月10日

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって、1日当たりの排水の量が50m³未満のもの 平成10年4月1日

ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）

イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）

サ サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物の最終処分場に係るものを除く。）

2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

4 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち次に掲げる分類に係る事業所であって、1日当たりの排水の量が20m³未満のもの((3)に該当するものを除く。)及び平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50m³未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。）並びにし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所((3)又は(4)に該当するものを除く。)に係る排水についての基準

ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）

イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）

サ サービス業（他に分類されないもの）

(単位 mg/L)

| | |
|------------|-----|
| 生物化学的酸素要求量 | 130 |
| 化学的酸素要求量 | 130 |
| 浮遊物質量 | 160 |

- 備考 1 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。
- 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。
- (3) し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が 50 人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（(4)に該当する事業所を除く。）及び終末処理場のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合 (単位 mg/L)

| 区分 項目 | 新設の場合 | 新設以外の場合 |
|------------|-------|---------|
| 生物化学的酸素要求量 | 25 | 40 |
| 化学的酸素要求量 | 25 | 40 |
| 浮遊物質量 | 70 | 80 |

イ 処理対象人員が 51 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合 (単位 mg/L)

| 区分 項目 | 新設の場合 | 新設以外の場合 |
|------------|-------|---------|
| 生物化学的酸素要求量 | 40 | 130 |
| 化学的酸素要求量 | 40 | 130 |
| 浮遊物質量 | 80 | 160 |

ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び終末処理場を設置する場合 (単位 mg/L)

| | |
|------------|----|
| 生物化学的酸素要求量 | 25 |
| 化学的酸素要求量 | 25 |
| 浮遊物質量 | 70 |

- 備考 1 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

- 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

- (4) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に定める旅館業（下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で 1 日当たりの排水の量が 20m³ 以上のものに係る排水についての基準

ア 一般基準 (単位 mg/L)

| 区分 項目 | 事業所の種類 | 新設の場合 | 新設以外の場合 |
|------------|--------------------------------------|-------|---------|
| 生物化学的酸素要求量 | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの | 25 | 130 |
| | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの | 25 | 90 |
| 化学的酸素要求量 | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの | 25 | 130 |
| | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの | 25 | 90 |
| 浮遊物質量 | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 未満のもの | 50 | 200 |
| | 1 日当たりの排水の量が 100m ³ 以上のもの | 50 | 160 |

- 備考 1 「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）であって、1 日当たりの排水の量が 50m³ 以上のもの及び平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

- 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

イ 昭和 49 年 12 月 1 日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）であ

って処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

(単位 mg/L)

| | |
|--------------------|----|
| 生物 化 学 的 酸 素 要 求 量 | 40 |
| 化 学 的 酸 素 要 求 量 | 40 |
| 浮 遊 物 質 量 | 80 |

備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

2 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気の許容限度

| 項 目 | 区 分 | |
|--|---|------------|
| | 新設の場合 | 新設以外の場合 |
| 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 5.8以上8.6以下 | 5.8以上8.6以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/L) | 5 | 5 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/L) | 5 | 10 |
| 大 腸 菌 数 (単位 CFU/mL) | 800 | 800 |
| 外 観 | 受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を增加させるような色又は濁りがないこと。 | |
| 臭 気 | 受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。 | |

- 備考 1 「新設」とは、昭和 46 年 9 月 11 日（1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和 62 年 9 月 10 日）以後に設置した事業所（昭和 46 年 9 月 11 日（1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和 62 年 9 月 10 日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 4 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 5 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- (1) (2) 及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第 64 号に定める方法
- (2) 外観 規格 K0102—1 の 7 に定める方法
- (3) 臭気 規格 K0102—1 の 11.3 に定める方法